

## 脱炭素社会の構築に向けた動きについて

### 1. 第 203 回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説（2020 年 10 月 26 日）一部抜粋

「我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環をつくり出してまいります。

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。」

### 2. 新たな 2030 年目標

2021 年 4 月 22-23 日に開催された米国主催気候サミット（G7）において、菅総理大臣は、2050 年カーボンニュートラルの長期目標と整合的で、野心的な目標として、我が国が、2030 年度において、温室効果ガスの 2013 年度からの 46%削減を目指すことを宣言するとともに、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく決意を表明しました。



3. 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」 概要版  
(2021年3月2日閣議決定)

## 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



**長期的な方向性を法律に位置付け  
脱炭素に向けた取組・投資を促進**

**地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け**

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



**地方創生につながる再生エネ導入を促進**

**地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再生エネ活用事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進**

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再生エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のフンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再生エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



**ESG投資にもつなげる  
企業の排出量情報のオープンデータ化**

**企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化  
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ**

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

■ 主な改正内容

1. **パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設**
  - **パリ協定**に定める目標を踏まえ、**2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上**、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。
  - これにより、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し**予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。
2. **地域の再生エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設**
  - **地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再生エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。**
  - 市町村から、実行計画に適合していること等の**認定**を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、**関係法令の手続フンストップ化等の特例**※を受けられることとする。
    - ※ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手続のフンストップサービス
    - ※ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）の省略
  - これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再生エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。
3. **脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等**
  - 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告を原則化するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。**
    - ※ 法改正と併せ、報告者・情報利用者の双方にとって利便性の高いシステムの構築も推進する。
  - また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**の事務として、**事業者向け**の啓発・広報活動を追加する。
  - これにより、企業の排出量等情報のより迅速かつ**透明性の高い形での見える化**を実現するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

＜改正法の施行期日：1. 公布の日／2. 3. 公布の日から1年以内で政令で定める日＞

2050年までの脱炭素社会の実現を牽引・2030年に向けた取組を加速

#### 4.北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）（2021年3月策定）一部抜粋

2030年度に向けた取組の補助指標 ①

ゼロカーボンシティ 表明市町村数 <sup>※1</sup>	2020年度（現状）	2030年度（目標年）	
	10	179（全市町村）	
燃料電池自動車（FCV） の普及台数 <sup>※2</sup>	2020年（現状）	2030年（目標年）	
	20台	9,000台（ストックベース）	
家庭用燃料電池（エネファーム）の 普及台数 <sup>※2</sup>	2020年（現状）	2030年（目標年）	
	962台	約23万台（全世帯の1割程度）	
省エネ基準を満たす 住宅ストックの割合 <sup>※3</sup>	2015年（基準年）	2025年（目標年）	
	16%	30%	
省エネに係る成果指標 <sup>※4</sup>	2017年度（実績）	2030年度（目標年）	
	産業部門（GJ/百万円）	43.3	37.3
	業務部門（GJ/m <sup>2</sup> ）	3.2	2.8
	家庭部門（GJ/世帯数）	55.6	47.2
	運輸部門（GJ/台）	57.3	45.9

※1 本計画独自の補助指標で、環境省が進める「ゼロカーボンシティ表明」に賛同し、表明した市町村数。

※2 水素サプライチェーン構築ロードマップ（改訂版）においてめざす普及水準であり、詳細は次のとおり。

・燃料電池自動車の普及台数：燃料電池自動車（FCV）は、2030年頃までは大消費地で導入を促進し、国が目標に掲げる水準を参考とし、2030年に9千台（ストックベース）程度〔CO<sub>2</sub>排出量削減効果0.8万t-CO<sub>2</sub>/年〕の普及をめざす。

・家庭用燃料電池の普及台数：家庭用燃料電池（エネファーム）については、大消費地での導入を進めるとともに、国が目標に掲げる水準を参考とし、2030年に全世帯の1割程度〔CO<sub>2</sub>排出量削減効果35万t-CO<sub>2</sub>/年〕の普及をめざす。

※3 北海道住生活基本計画における成果指標。環境負荷低減に向けて、住宅施策においても省エネルギー性能の確保への対応が求められており、省エネ基準を満たす住宅ストックの割合を指標として設定。

※4 「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」における省エネに係るエネルギー消費原単位の成果指標。